

Q 5

知識を行動に結びつけ実践的な人権意識を育てる学習のポイントは？




このようなポスターを見かけたことはありませんか？
人権擁護機関では、次のような重点目標を掲げ、啓発活動を実施しています。

国際化にふさわしい人権意識を育てよう	H3～5
子どもの人権を守ろう	H6～9
考えよう あなたの権利 わたしの権利	H10～12
育てよう 一人一人の 人権意識	H13～14

また、平成14年度のサブテーマは「身近なことから人権を考えてみませんか」となっています。

一人一人が人権を自分のものとしてとらえ、日常生活の中でお互いに人権を尊重していくためには、具体的な学習を通して、実践的な人権意識を育てていくことが大切です。



人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。

「人権教育・啓発に関する基本計画」H14.3

人権意識

知識

態度

技能

感性

人権感覚

人権学習では、幅広い人権に関する学習を通して日常生活の中で生きる知識を習得するだけでなく、人権や人権問題についての積極的な態度や関心をもつとともに、人権に関する問題の解決に向けて、知識等を具体的な実践や行動につなげていくための技能（人権スキル）を体得することが求められています。

また、人権を感覚的・感性的にとらえる力に重点を置き人権感覚をはぐくむことにより、これまで蓄積されてきた人権に関する知的理解に結び付き、様々な人権問題に立ち向かっていく意志が高まり、実際の行動となって社会参加につながっていくのです。

それでは、どのような学習によって人権感覚を磨き人権意識を高めることができるのでしょうか。そのポイントとして、いくつかを紹介しましょう。

様々な感性や技能を磨き高めることは、人権感覚をはぐくむ上で特に重要です。人権の共存を根底から支えるものとして、

自己の尊重

他人の尊重

が考えられます。お互いが自分を大切にすることから共生へとつなげていきましょう。

そのためには、感性や技能(人権スキル)を育てていくことが大切です。

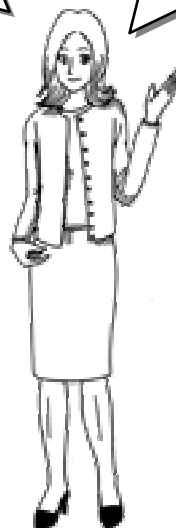
セルフ
エスティーム

コミュニケー
ション能力

アサーティブ
な自己主張

共感と共生
の姿勢

豊かな
感性



豊かな感性を育てる

- ・ 正義や真理についての感覚、美的感覚など、人間が本来生まれながらにもっている感覚を大切にし、さらに磨きをかけることによって豊かな感性が磨かれていきます。それには、幼児期からの様々な体験や経験が大切です。また、心豊かな人生を送っていくためにも、生涯にわたって磨き育てていく必要があります。

セルフエスティーム(自尊感情)を育てる

- ・ 自分自身をかけがえのない存在として見ることで、他者の意見や考え方を肯定的に受け入れる態度を育てることができます。

コミュニケーション能力を育てる

- ・ 多様な価値観や考えをもつ人々と接する中で、自分の気持ちをうまく伝えることや相手の思いや願いを分かろうとすることが、相手の人権を尊重する出発点であり、より良い人間関係づくりの基本となります。

アサーティブな自己主張の能力を育てる

- ・ 相手の自己主張や表現の中から、本当のメッセージを受け止め、相手を傷つけず尊重しながら自己主張することは、互いの人権を尊重する関係づくりに必要です。

共感と共生の姿勢を育てる

- ・ 違いがあるから楽しい、豊かになれるという姿勢で互いの違い(多様な文化や価値観)を認め合い、相手の人権を尊重し行動するということは、共生の心の育成を図る上で重要です。

ポイント 意識や態度の変容を図る学習を通して人権感覚を磨く

人権に関する学習として、人権問題を個別に取り上げた学習プログラムが広く行われていますが、人間が人権問題を引き起こす要因として意識や態度がどのように関係してくるのかといった視点で学習プログラムを構成することもできます。

そのためには、学習のねらいに応じて、育てたい知識・態度・技能との関連を図りながら、参加体験型の学習手法を効果的に組み入れてプログラムを企画していくことが大切です。

- ・ 偏見やイメージ
- ・ 差別
- ・ 寛容性
- ・ 権利と責任
- ・ セルフエスティーム
- ・ 痛みを共有する感性
- ・ 非暴力・民主主義

偏見やイメージ、差別

十分な証拠なしに人々や事物に対して抱く好悪の感情である偏見のうち、否定的偏見が具体的な行為・行動として発現したものが差別です。これらは、あまり好意的ではないイメージに基づいて形成されます。平等や公平を直感的にとらえる感性や態度を育てることが大切です。

寛容性

自分とは異なった人々・価値観・習慣などを認め受け入れることができるような開かれた心をもった態度を育てることが大切です。

権利と責任

権利を主張することは社会的責任を負うことです。民主的価値を学び体得し、民主主義社会を形成していくための態度を育てることが大切です。

セルフエスティーム

セルフエスティームを高めるためには、同時にアサーティブな自己主張の能力も必要となり、相手の意見を受け入れ調整していくようなコミュニケーション能力を育てることが大切です。

痛みを共有する感性

他人の痛みを理解し、それを自分自身の痛みとして感じ取り、共有するためには、想像力やコミュニケーション能力、感受性を育て敏感にする必要があります。これらの能力や技能を高め、差別を受けて痛み苦しんでいる人の心を共感的に理解し、その原因をなくそうとする意識や態度を育てることが大切です。

非暴力・民主主義

民主主義社会で生きる人々が守るべき基本的なルールの一つとして非暴力があります。対立・葛藤を話し合いで解決する姿勢を身に付けるためには、コミュニケーション能力や他者と協力する能力などを高めることが大切です。



参考 人権学習プログラム集 P4
県教委生涯学習課 H14.3

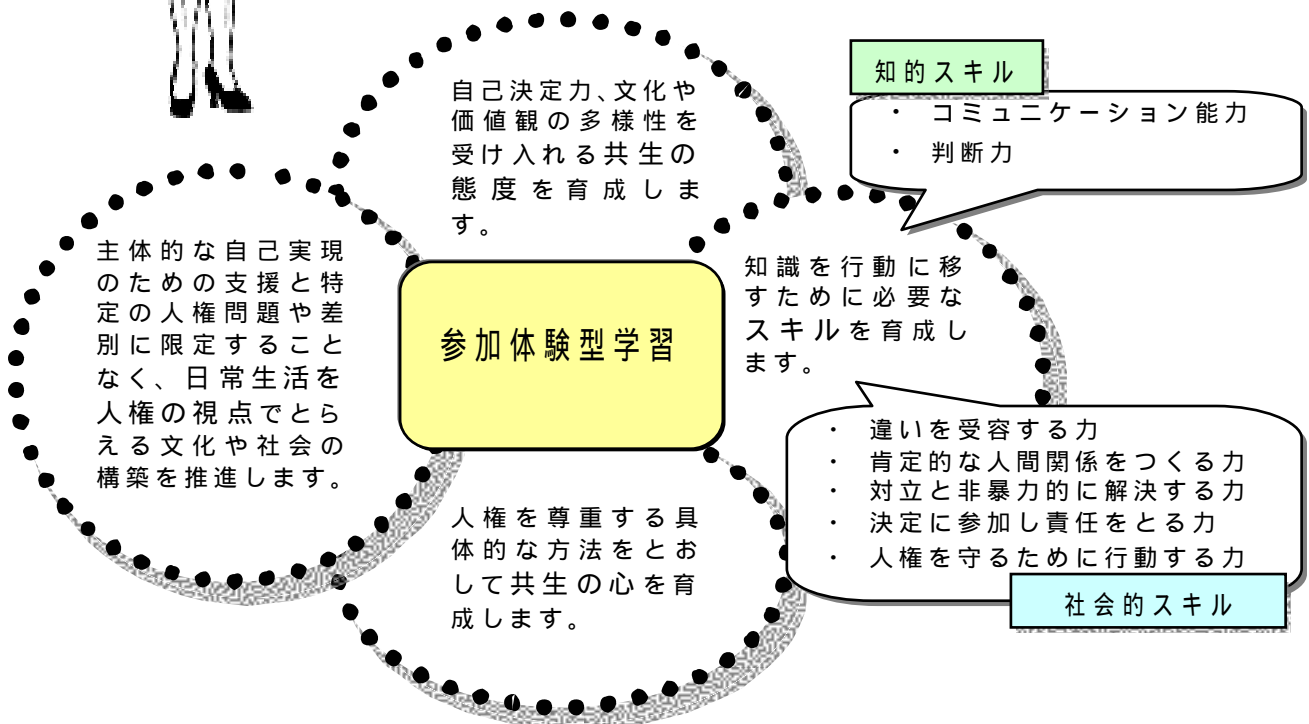
ポイント

人権を実感としてとらえる学習を通して人権意識を高める



人権感覚は、人から話を聞くことや書物を読むだけでは育成させません。いくら差別の実態を繰り返し学習しても、豊かな人権感覚が心の中に育っていなければ、解決の実践に踏み出す人権意識は高まっていきません。そのためには、人権を実感としてとらえる学習が重要となってきます。自らの生き方や考え方をふりかえる学習として参加体験型学習が有効です。

参加体験型学習(ワークショップ)は、参加者自身が自らの知識や体験をもって積極的にかかわり、それぞれの考えを生かし合いながら、様々なアクティビティ(活動)を通して、体を動かし、状況を体感し、自己を表現しながら学び合う学習スタイルです。対等な関係での双方向のコミュニケーションや学び合いのプロセスを大切にします。



注：知的スキル・社会的スキルは、1985年ヨーロッパ評議会「学校における人権の教育と学習に関する勧告」を参考に示しています。

参考 『人権感覚育成プログラム研究開発事業報告書』 人権感覚育成プログラム研究開発実行委員会 2002
『人権学習ブックレット』 人権とは? 偏見とメカニズム 寛容性 権利と責任 中川喜代子 1998~2000

参加体験型学習については、県教委発行の下記社会教育指導資料に詳しく述べられています。



Q 6

人権教育の推進体制をどのように整備・充実させたらよいですか？



生涯学習推進計画の見直しが迫っているけれど、人権教育をどう位置付けたらいいのかな。

それなら、生涯学習と人権教育の関係を整理してみましょう。



生涯学習の推進

各市町村では、住民が生涯を通じて、学校や家庭、地域などの様々な場で生き生きと学び、潤いと活力に満ちた人生を送ることができるよう、生涯学習を推進しています。

今日では、少子高齢化の進行や国際化、情報化の進展、地球規模での環境問題の顕在化など、社会の急激な変化が生涯学習に新たな課題を与えています。また、住民が学んだ成果を様々な場で発揮できる環境づくりも重要になってきています。

このような現状を踏まえ、各市町村では、いつでも、どこでも、だれでも学習機会を自由に選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の形成を目指し、生涯学習の一層の充実・推進を図ることを目的とした生涯学習推進計画を策定しています。



こまどり教室（栗山村）

生涯学習と人権教育

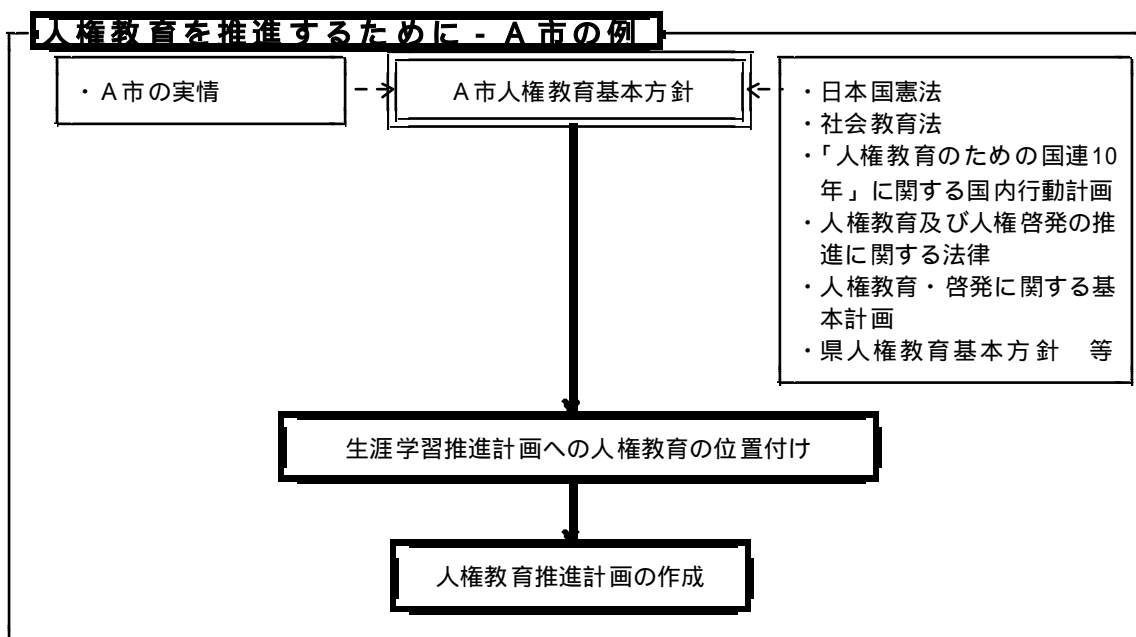
人権教育は、人権の共存を人権尊重の理念とし、人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動であり、私たちがよりよく生きるための生涯を通しての学習ということができます。

そして、生涯学習振興のための各種施策を通じ、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように、生涯学習推進計画に適切に位置付け、組織的・計画的に推進することが重要です。

各種計画への人権教育の位置付け

各市町村において、人権教育を組織的、計画的に推進していくためには、各市町村で作成した人権教育基本方針をもとに、まず、生涯学習推進計画に適切に位置付け、生涯学習体系に人権教育が機能するようにしなければなりません。

その上で、人権教育推進計画を作成することにより、より一層意図的・計画的・継続的に推進することが望めます。



人権教育の位置付けの実際

生涯学習推進計画への位置付け

生涯学習推進計画の中に人権教育をどう位置付けたらよいのか、栃木県で策定されている計画から紹介します。



基本目標 2
いのち輝く健やかな社会をつくる
政策 2-4
一人ひとりを尊重し、共に参画する社会を築く

教育目標 4
人権を尊び、平和な社会を形成する人を育てる
教育行政施策の方向性 3
人権を尊重する教育の推進



第1章 生涯学習推進体制の充実

- 2 市町村における生涯学習の推進
 - 人権教育市町村への支援
- 5 生涯学習の普及奨励と調査研究
 - 各種生涯学習教材の作成・活用

第2章 学習機会の提供

- 1 生涯を通じた学習機会の整備充実
 - (2) 人と人との関わりを大切にし、お互いを尊重するために
 - 人権を尊重する教育の推進体制の充実
 - 同和問題をはじめ、人権に関わるあらゆる問題の解決と県民理解に向けた啓発活動の充実
 - 人権教育の推進
 - 人権教育推進市町村事業への支援
 - 人権意識の高揚を図る教育・啓発の充実
 - 総合的な啓発の推進
 - 権利侵害の防止と権利擁護・支援策の強化
- 2 学習活動をしやすい環境づくり
 - (4) 学習機会のバリアフリー化

第4章 生涯学習関係指導者の養成

- 3 指導者研修の充実
 - 社会教育指導者研修等の充実
 - 民間有志指導者研修の充実



本県では、栃木県総合計画「とちぎ 21 世紀プラン」、「栃木教育振興ビジョン」を受けて、栃木県生涯学習推進計画三期計画「とちぎ学びかがやきプラン」に人権教育を位置付けています。人権教育行政を推進する上で基盤となる諸施策が設定されていることが分かります。

人権教育推進計画の作成

人権教育を生涯学習推進計画に位置付けるだけでなく、意図的・計画的・継続的に推進していくために、人権教育推進計画を作成することが望まれます。

ここでは、B市の「平成14年度社会教育における人権教育推進計画」を紹介します。

平成14年度 社会教育における人権教育推進計画

施策	推進事業	期日	会場等	対象	講師・助言者等	内容等
推進体制	1) 人権教育推進委員会 (年制5回)	5/21 10/24	- 委員会	人権教育推進委員会 委員 16名	必要に応じて随時	- 人権教育推進上の具体的な方針・推進計画の研究協議 - 人権啓発標語、人権啓発啓発ポスターの募集及び審査について
	2) 社会教育部会 (年制5回)	5/21 10/24	- 委員会	社会教育部会委員 委員 20名	必要に応じて随時	- 社会教育部会の方針と研究計画 - 公民館等における人権教育の諸問題と啓発活動に関する研究協議
	啓発ウェブサイト作成小委員会 (2回)	10-11月		啓発ウェブサイト作成 小委員会委員 8名		- ウェブサイトの検討
関係機関との連携	1) 県教育委員会との連携	年々回	- 宇都宮市か	課長ほか	県生涯	- 栃中県の人権教育推進に関すること (20回定例会議)
	2) 社会教育関係機関との連携	随時	- 各会場	会議・研究会等参加者	推進委員	- 人権及び人権教育の正しい理解と認識
	3) 学校教育との連携	随時	- 委員会ほか	人権教育推進委員会		- 人権教育推進上の課題に関する協議
	4) 校長会との連携	随時	- 各会場	市町村長会	推進委員	- 社会教育における人権教育の取組及びポスター、標語募集状況と活用等
	5) 市民活動団体との連携	随時	- 委員会ほか	市民権担担委員会		- 人権教育推進上の支援及び指導助言
人権教育・啓発活動の充実	1) 人権啓発ポスター、人権啓発標語募集	6月～ 9月	- 委員会ほか	- 市内全小・中学校 児童、生徒 - 市内市民		- ポスター……人権啓発を目標とした作品 - 標語……人権啓発、人権尊重の精神の表出を目的とした作品
	2) ウェブサイトの作成と配布	10月～ 11月	- 委員会ほか	人権教育推進委員会 社会教育部会委員	随時	- 市民啓発のためのウェブサイト作成 - 全市民への啓発ウェブサイト配布
	3) 啓発標語、ポスターの活用	年々回	- 市内小・中学校 - 公民館ほか	全市民		- 人権啓発標語の市立館への掲載 - 人権啓発ポスターの掲示 - 標語入り便箋の作成

種 別	組 織 事 業	期 日	会 場 等	対 象	調 研・助 言 者 等	内 容 等	
人権教育・啓発活動の充実	2 関係機関等での促進・啓発・連携	1) 人権講演会の開催	12 / 1(日)	- 生涯学習センター	学校教育、社会教育関係者 各関係機関	大学教授	- 人権に関する講演会 (人権意識の高揚と人権にかかわる課題)
	3 学習内容、方法改善の促進	1) 各教科授業及び学級・講座での開催	年 間	- 各会場	各研究会、学級等参加者	各研究会、学級等 講師等	- 人権意識の高揚と様々な人権問題の正しい理解 - 人権を尊重し、差別解消に積極的に取り組む態度の高揚と実践力の育成
		2) 専門館における各種学習等での開催	年 間	- 各公民館	各研修者等	各研修者等	大学教授等 講師
指導者の充実と研修	1 指導者の充実と研修	1) 社会教育における人権教育指導者研修会	7 月	- 集会所	- 学校、社会教育関係者	大学教授	- 講話
		2) 人権教育指導者一般研修	8 / 29(火)	- O〇市文化会館	- 学校、社会教育関係者	県立館	- 講演会 - 質疑応答
	2 職員の研修と資力の充実	1) 人権教育指導者専門研修	6 月～9 月 7 回	- 宇都宮市立か	- 職員		県立館
2) 地区人権教育推進者研修会		5 / 25(水) 2 / 6(木)	- O〇町 - O〇市	- 学校、社会教育関係者		県立館	- 講話、質疑応答、研究協議
3) 人権アクトイン秋水		8 / 5(月)	- O〇町	- 学校、社会教育関係者 - 担当職員		県立館	- 講話 - ワークショップ
他の事業等の充実	1 事業の充実	1) 各種講座・活動等の開催	実施所事業計画による〈その他〉				
		2) 交流学習の促進					
	2 管理・運営の充実	1) 運営委員会	1 2 月 3 月	- 集会所	- 運営委員会委員		- 集会所に関する運営方針 - 事業報告と事業計画の決定

人権教育推進体制の整備

人権教育は、首長部局や学校教育との連携を図り、総合的かつ効果的に推進することが重要です。そのためには、推進体制の整備を図ることが必要です。

ここでは、C町を例として推進体制を紹介します。

C町の人権教育推進体制図

